

# 部活動に係る活動方針

## 1. 学校教育目標

嶺北地域連携型中高一貫教育の目標である「中高一貫の6年間を熱く語り、自分と地域の未来を切り拓くことのできる生徒を育てる」をうけ、地域唯一の高等学校としての使命を果たすため、生徒一人ひとりの充実した学校生活と進路希望の実現にむけ、「確かな学力」の定着および「豊かな心」と「郷土愛」の育成をはかる。

## 2. 運動部活動の活動方針

部活動は生徒の責任感、協調性、寛容の精神等を養い、健全な発達を図るために必要な教育活動である。集団の中で個人の趣味や特技を伸ばし、体育的・文化的行事に参加することを通して、豊かな人間性を涵養することを目的として部活動の伸長を図る。

## 3. 基本的事項

### ①運営に関すること

#### (1) 部活動設置について

- ・本校の教育活動の中に部活動及び同好会を設置する。
- ・各部活動の目標に沿って、年間計画及び毎月の活動計画に沿って活動する。原則として、顧問教員や部活動指導員がついて指導にあたる。
- ・部活動全体の推進を図るため、部活動総括担当者を設置する。

#### (2) 指導体制について（顧問配置、外部指導者の活用等）

- ・顧問、学級担任、保護者間の連携をとり、円滑な運営を心がける。
- ・専門性を有した外部指導者の効果的な活用（部活動指導員、運動部活動サポート事業）等、本校の実態に応じた工夫を行う。

#### (3) 顧問会議、部長会議について

- ・顧問会・部長会は部活動の全ての問題を取り上げ、部活動が円滑に運営されるよう連絡をとり解決にあたる。

#### (4) 家庭、地域との連携について

- ・部活動保護者会を開き、保護者と顧問による円滑な運営のための共通理解を図る。

#### (5) 研修について

- ・県が主催する研修会（運動部活動コーディネーター研修会、運動部活動指導力向上研修等）に参加し、その内容を校内に周知する。
- ・各競技団体が行う研修会等を受講し、得られた内容は顧問会等で情報共有を行い、職員の指導力の向上を図る。

(6) 部費又は集金の取扱いについて

- ・管理職や事務職員等の指導を受け、出納簿作成や監査等、適切に取り扱う。

②活動に関すること

(1) 施設や用具について

- ・使用した設備の整頓・清掃、施錠等は顧問が責任をもって行う。

(2) 事故防止や安全対策について

〈①危機管理・救急マニュアル等の確認 ②環境確認・整備等〉

- ・事故には十分留意し、怪我が起きた場合マニュアルの手順に沿って速やかに処置、管理職及び養護教諭に連絡・報告する。
- ・原則として、活動の際には顧問が監督する。

\*熱中症への対策

〈①活動前・活動中・活動後に水分・塩分の補給 ②適切な休憩 ③屋内外別の WBGT 値などの判断基準や指標等〉

- ①活動中にはこまめに水分補給と塩分補給を行いながら行う。活動前後にも水分・塩分の補給を行う。
- ②活動中は、適切に休憩時間を設ける。
- ③WBGT25℃（温度 28℃）以上の環境では水分・塩分の補給及び休憩を積極的に設け、WBGT31℃（温度 35℃）以上の場合は活動中止の判断を検討する。

(3) 大会参加について

- ・事前に「遠征許可願い」を提出する。

(4) 対外試合、合同練習等の実施について

- ・他校または外部との試合・合同活動の際には、事前に「遠征許可願い」を提出する。
- ・土曜日・日曜日・祝日等に活動する必要がある場合は、休養日を他の曜日に振り替えて確保する。
- ・生徒の健康や学習面等を確保するためにも計画的に設定する。

③活動時間に関すること

(1) 休養日の設定

- ・週 2 日以上の割合で休養日を設ける（原則として、月曜日、休日 1 日取得するよう努める）。

(2) 活動時間の設定

- ・〈平日〉 2 時間程度（練習は始業前(朝練習)と終業後(午後練習)の時間帯に行う。)
- ・〈休日〉 3 時間程度

\*活動時間の延長（平日 3 時間程度・休日 4 時間程度の活動）については、生徒及び保護者の同意を得たうえで学校長が承認した部のみとする。

- ・〈長期休業中のオフシーズン〉 春季：2 日、夏季：5 日、秋季：2 日、冬季：4 日を基準とする。

- ・〈考査期間中〉原則、行わないこととする。ただし、その期間に部活動を行う場合は職員会での承認を得、放課後1時間をめどに活動をすることができる。
- ・〈終了・下校時刻〉平日：17時00分までに下校する。ただし、顧問の責任において、延長することができる。

\*なお、活動方針で定められていない事項については、本校「部活動規定」に基づくものとする。

# 部活動規定

(平成 23 年 3 月改定)

(平成 29 年 4 月改定)

(平成 31 年 4 月改定)

## (意義・目的)

第 1 条 部活動は生徒の責任感、協調性、寛容の精神等を養い、健全な発達を図るために必要な教育活動である。集団の中で個人の趣味や特技を伸ばし、体育的・文化的行事に参加することを通して、豊かな人間性を涵養することを目的として部活動の伸長を図る。

## (指 導)

第 2 条 部活動の指導は各部の顧問を中心に全教職員協力の下に行う。

## (運 営)

第 3 条 顧問会・部長会は部活動の全ての問題を取り上げ、部活動が円滑に運営されるよう連絡をとり解決にあたる。

(2) 予算は生徒会費から充当する。

(3) 健康管理・事故防止については平素から互いに注意しあい、万一事故発生の際には顧問の指示を受けること。また、顧問は直ちに校長及び保護者に連絡すること。

## (成立・廃部)

第 4 条 部の成立及び廃止については別に定める細則による。

## (活 動)

第 5 条 部活動の活性化を図るため、全校生徒は原則として体育・文化のいずれかの部に属することが望ましい。

(2) 下校時間は、午後 5 時 0 0 分とする。ただし顧問の責任において、延長することができる。

(3) 校舎は午後 5 時 0 0 分に施錠するので、それ以降の使用は原則として禁止する。ただし前もって許可を得て使用する場合にはこの限りではない。なお、更衣は指定された更衣場所か部室で行い、自分の持ち物は教室に置かないこと。

(4) 定期試験日程発表から試験終了までの期間は部活動を原則として禁止をする。ただし、その期間に部活動を行う場合は職員会での承認を得、放課後 1 時間をめどに活動をすることができる。

(5) 使用後は必ず後片付けを行うこと。特に体育館の清掃とグラウンドの整地は徹底すること。

(6) 長期休業中の活動は、計画表(別に定める様式)を提出し、職員会で承認を得ること。

(7) 雨天時の体育部の校舎使用は、顧問が直接事務長の許可を得ること。

(8) 登下校するときは、休日であっても制服を着用すること。但し、部活動指定の服装でも良い。

(9) 部室は常に清潔・整理をしておくこと

部室の開放は始業前・放課後とし、それ以外の時間は必ず施錠をして、顧問が管理をすること。

(その他)

第6条 この規定に反する活動が発覚した場合、顧問会・部長会を通して休部の措置をとることもある。

## 部活動の成立及び廃止に関する細則

### 1 部として承認されているものについて

対外試合等に出場できる人数を有すること。(ただし団体種目の部で出場規定の人数に達しない場合でも、合同チームでの出場が可能な場合は承認する。)

上記の条件を満たすことができない場合、並びに、1年間の活動があいまいな場合は部として認められない。この件に関しては顧問会で審議する。

また、部員がいなくなった場合は休部とする。休部期間は1年間とし、その後の扱いについては顧問会で審議する。

### 2 同好会の発足について

(1) 上記1の条件を満たし顧問(教員)がいる場合は、総括顧問に申し出ること。1年間の活動状況をもとに顧問会において審議し、職員会ならびに生徒総会に諮り承認された場合、同好会となる。

(2) 同好会の発足においては優先事項として、既存部活動が衰退しないようにし、施設、設備の使用に対して十分考慮されなければならない。

### 3 同好会について

(1) その活動は顧問会において監督され、1年間の活動状況をもとに顧問会において審議し、職員会ならびに生徒総会に諮り承認された場合、部となる。

(2) 1年間の活動は、積極的な活動として合宿練習や対外試合も認められる。

### 4 入退部について

(1) 入部、退部については学習や進路等十分考えたうえで所定の用紙を提出すること。

(2) 文化部、体育部、同好会を兼ねることはできない。